

事務連絡
令和3年10月1日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課

令和3年度介護職員処遇改善加算等研修会の実施に係る周知について（依頼）

平素より、介護保険行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

介護職員の処遇改善については、これまで介護職員処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）の充実が図られるとともに、令和元年10月に介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定処遇改善加算」という。）が創設されるなど、その改善に向けた取組が行われており、各自治体等による支援や厚生労働省の補助事業「介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業」により、加算の新規取得や上位区分の取得を支援してきたところです。

令和3年度介護報酬改定において、処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）について1年間の経過措置を設け、令和3年度末で廃止することとされたこと等を踏まえ、本年度、厚生労働省においても、処遇改善加算の上位区分や、特定処遇改善加算の更なる取得に向けた支援のため、下記のとおり研修会及び個別相談を行うこととしましたので、管内市町村、介護サービス事業者へ周知いただきますようお願いいたします。

また、昨年度に引き続き、本年度においても、各自治体職員を対象とした研修を別途行うこととしており、開催日時、開催方法等については、追ってご案内させていただきます。

なお、これらの取組については、厚生労働省の委託事業により、有限責任監査法人トーマツが受託して実施するものであることを申し添えます。

記

1. 開催概要

<①研修会>

- ・開催方法：オンデマンド配信
- ・開催日時：令和3年10月1日～令和4年3月31日

- ・対 象 者：処遇改善加算の上位区分及び特定処遇改善加算の取得を検討している介護サービス事業者
- ・概 要：処遇改善加算及び特定処遇改善加算の制度趣旨、加算の取得要件並びに具体的な申請手続き等に係る研修

<②個別相談>

- ・開催方法：原則Z o o m等によるオンライン形式
- ・開催日時：令和3年10月以降、個別相談を希望する事業者と個別に調整。
※ 個別相談の受付は、令和3年12月末をもって〆切予定。
- ・対 象 者：①の研修会を受講し、研修後のアンケートにおいて個別相談を希望した介護サービス事業者
- ・概 要：研修内容を踏まえた、個別かつ具体的な相談内容について、社会保険労務士等の専門家による個別相談を実施

2. 申込方法

下記URLの申込みページから登録。

(介護事業者向け 介護職員処遇改善加算等研修会)

<https://deloitte-tohmatsu2.smktg.jp/public/seminar/view/2608>

※ 「介護職員処遇改善加算等研修会」、「厚生労働省」で検索

3. 補足

- ・ オンデマンド研修会については、視聴制限や人数制限は設けておらず、どなたでも無料で視聴できます。
- ・ 個別相談については、1回あたり1時間程度で、1事業者あたり最大で2回まで行うことが可能です。また、150事業者を上限として行うこととしているため、ご希望に添えないことがある旨、ご了承ください。
- ・ 研修会及び個別相談を受けた介護サービス事業者に対して、加算取得の検討状況等を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

4. 本研修会及び個別相談に係る問い合わせ先

- ・担 当 者：有限責任監査法人トーマツ
2021年度介護職員処遇改善加算等の取得促進支援及び
研修等一式 事務局
- ・E-mail：kaigo-syogukaizen-cs@tohmatu.co.jp